

## 企画提案仕様書

### 1 業務名

札幌市生活就労支援センター運営業務

### 2 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 目的

本業務は、札幌市において自立相談支援事業及び住居確保給付金、家計改善支援事業、その他の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業を実施するために設置する「札幌市生活就労支援センター」（以下「支援センター」という。）の運営を行うものである。

また、本業務は、札幌市が策定する「札幌市地域福祉社会計画2018」に基づき、生活困窮者の自立に向けた相談支援等の実施により、これまで支援の対象となりにくかった生活困窮者の自立と尊厳の確保を図るとともに、生活困窮者の早期把握と支援のための地域ネットワークづくりを進めることを目的とする。

### 4 業務内容

#### （1）自立相談支援事業

ア 就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や対象者の意思を十分に確認することを通じて、対象者の状況に合った支援計画の作成等を行い、自立相談支援事業による就労支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業などの関連事業との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。

イ 自ら生活困窮者自立支援制度を利用することが難しい生活困窮者を早期に把握するため、また、複合的な課題を抱える生活困窮者へ包括的な支援を実施するために、行政機関及び地域組織等\*とのネットワークづくりを行う。

ネットワークづくりに当たっては、受託者が主体的に企画・運営を行い、関係機関が集まり生活困窮者への支援についての協議をする場を設けるほか、シンポジウム等による制度の普及啓発等を行うものとする。

※ 例として、民生委員・児童委員、地区福祉のまち推進センター、自立支援協議会、地域包括支援センター、町内会・自治会及びホームレス支援団体など、生活困窮者に関わることができる各種団体等。

ウ 市民の利便性を高め、また、区役所等との日常的な連携を図る目的から、各区役所（区民センター・地区センターを含む）や公共施設等における出張相談会を定期的で開催する。なお、開催時期や回数、会場等の詳細については事前に札幌市と協議を行うこと。

エ このほか、相談支援プロセス等自立相談支援事業の内容については、「自立相談支援事業の手引き」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。

## (2) 住居確保給付金

ア 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者へ、住居を確保するための給付金を一定期間支給する。

支援センターにおいては、住居確保給付金の支給に関する相談、申請の受付、支給要件の確認、自立相談支援事業による支援計画の作成、受給期間中の相談、就労支援等を行うものとし、住居確保給付金の申請書等の審査、支給決定等の支給事務は、札幌市が行う。

支援センターにおける事務については、別途札幌市が示す考えに沿った実施体制、実施手順等の提案を行い、札幌市と協議した上で実施すること。

### イ 新規申請の受付等について

住居確保給付金の新規申請を受け付け、支給要件を確認したうえで、記入漏れや不備があるものについては申請者へ連絡し、補正するとともに不備等の修正確認を行い、申請書類一式を札幌市へ提出する。また、札幌市において支給決定した後は、自立相談支援事業による支援計画を作成する。

### ウ 受給期間中の相談支援について

住居確保給付金の受給者に対して、就労支援等を行うとともに、支給要件となる求職等に関する報告書類を受け付け、記入漏れや不備があるものについては申請者へ連絡し、補正するとともに不備等の修正確認を行ったうえで、受給者からの提出書類一式を札幌市へ提出する。

### エ 延長、再延長及び再々延長の申請の受付等について

延長、再延長及び再々延長の際は、申請を受け付け、支給要件を確認したうえで、記入漏れや不備があるものについては申請者へ連絡し、補正するとともに不備等の修正確認を行い、申請書類一式を札幌市へ提出する。

## (3) 家計改善支援事業

### ア 家計に関する包括的な相談支援

家計に問題を抱えているケースについて包括的な相談を受け、必要な支援の検討、助言等を行い、必要に応じて家計支援計画（家計再生プラン）を作成する。

### イ 家計管理に関する支援

支援対象者自らが家計管理できるよう、家計表やキャッシュフロー表等を活用して家計の見える化及び出納管理の支援を行う。

### ウ 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

支援対象者の家計の状況、滞納整理などを聞き取り、状況を勘案して、徴収免除、分割納付、貸付斡旋等の可能性を検討するとともに、自治体の担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。あわせて、各種給付制度等の利用に向けて、様々な提案を行う。

### エ 債務整理に関する支援

多重債務等により、債務整理が必要な支援対象者に対し、関係機関への相談、検討を提案し、法テラス等へ同行し、債務整理に向けた支援を行う。

### オ 貸付けのあっせん

貸付けによる支援の必要性を検討の上、必要に応じて貸付機関に対して貸付けのあっせん支援を行う。

#### カ 支援の効果分析

支援対象者に対してアンケート等を実施し、事業実施の効果について分析を行った上、札幌市に対し成果物を提出する。方法については札幌市と協議の上決定すること。

#### キ 研修の実施

札幌市の求めに応じ、札幌市の関係部署に対し家計改善支援に関する研修を実施すること。

## 5 対象者

### (1) 自立相談支援事業

札幌市に居住する生活困窮者。

法の対象となる生活困窮者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」だが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、収入及び資産に関する具体的な要件を設けることが困難なため、相談の受付においては、幅広く対応するものとする。

なお、生活保護受給者は本業務の対象としない。

※ 新規相談者数は年間 4,000 名程度を目安とする。

### (2) 住居確保給付金

札幌市に居住する生活困窮者で、離職等により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は家賃を支払うことが困難となった者。

対象者、収入及び資産に関する具体的な要件等については、生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年 2 月 4 日厚生労働省令第 16 号) その他厚生労働省通知等の定めるところにより、別途札幌市が受託者へ指示するものとする。

※ 新規申請者数は年間 400 名程度を目安とする。

### (3) 家計改善支援事業

札幌市に居住する家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者で、家計収支の改善等を図るための継続的・専門的な支援を受けることが適当であると、札幌市が認めたもの(以下「支援対象者」という。)

※ 新規支援対象者数は年間 80 名程度を目安とする。

## 6 支援員等の配置、役割及び要件

### (1) 配置及び役割

本業務を実施するため、支援センターに主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員(以下「支援員」という。)を配置すること。その配置数及び主な役割は以下のとおりとする。

① 主任相談支援員は 1 名を常勤で配置すること。

② 相談支援員と就労支援員は合計で 22 名以上とする。

相談支援員と就労支援員の業務を兼ねることは可能だが、合計で22名以上を確保すること。なお、非常勤職員の配置も可能であるが、常勤換算で合計22.0以上となるように配置すること。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成</li> <li>困難事例の対応など高度相談支援</li> <li>関係機関との連携の推進、社会参加の場などの開拓</li> </ul>
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者への相談支援</li> <li>対象者の課題の分析とニーズの把握、支援計画の作成</li> <li>関係機関との連絡調整、訪問支援、相談記録の管理</li> </ul>
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者への就労支援</li> <li>あいワークやハローワークとの連携、同行支援</li> <li>基礎能力形成、職業紹介、求人開拓、就職後のフォローアップ</li> <li>認定就労訓練事業者の開拓（事業者に対する説明及び申請手続きの補助など）</li> </ul> <p>なお、開拓は、本市で別途実施している就労ボランティア事業における事業所開拓と相互連携の上、行うこと。</p>

③ 本事業を実施するため、家計改善支援員（以下「支援員」という。）1名を配置すること。

なお、支援員の配置は兼任によることも可能であるが、常勤換算で1名以上となるように配置すること。

このほかに、円滑に業務を遂行するため、支援員の業務を補助する職員を数名配置すること。

④ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、体制強化の必要性があると札幌市が判断した場合は、8（8）の改定契約に基づき、支援員の増員を行うこと。

## （2）支援員の要件

ア 主任相談支援員は、以下のアからウまでのいずれかの要件に該当する者を配置すること。

（ア）社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師として保健、医療又は福祉等の分野の業務に5年以上従事し、かつ相談支援業務に3年以上従事したことがある者

（イ）保健、医療、福祉、就労又は教育等の分野で相談支援業務に5年以上従事したことがある者

（ウ）（イ）の相談支援業務に準ずる業務として札幌市が認めた業務に5年以上従事したことがある者

イ 相談支援員（就労支援員との兼務可）は、1年以上の相談支援業務への従事経験を有する者を8名以上配置し、また、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は臨床心理士のいずれかの資格を有する者を少なくとも1名配置すること。

ウ 就労支援員（相談支援員との兼務可）は、キャリア・カウンセラー等の資格を有し、就労支援業務に豊富な経験を有する者を3名以上配置すること。

エ 家計改善支援員は、以下の（ア）～（オ）のいずれかを満たし、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材とすること。

（ア）消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

（イ）社会保険労務士の資格を有する者

（ウ）社会福祉士の資格を有する者

（エ）ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

（オ）家計に関する相談、支援等の業務において少なくとも1年以上の勤務経験を有する等、その他（ア）から（エ）に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると札幌市が認める者

### （3）支援員配置の報告について

受託者は、支援センターに配置する職員の氏名、資格及び経歴等について札幌市へ報告するものとし、支援員の配置に変更があった場合も同様とする。

また、支援員の在職状況等については、毎月札幌市へ報告すること。

## 7 支援センターの業務時間

9時から17時までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は休日とし、支援センターの業務は、原則として行わないものとする。

なお、利用者の状況等により、上記時間外に業務を行うことがある。

## 8 留意事項

### （1）支援センターの設置、費用

ア 支援センターは、次の場所に設置し、事務所の借受は札幌市が行うものとする。

札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階南側

イ 受託者は、アを主な拠点に本業務を行うものとするが、必要に応じて他の関係機関先や支援対象者宅への訪問（アウトリーチ）を実施する。

ウ 支援センターの設置に当たり、札幌市が負担する費用は次のとおりとする。

（ア）事務所の賃借料・共益費

（イ）相談室及び会議室の間仕切り設置に係る費用

（ウ）相談室及び会議室のテーブル・椅子に係る費用

（エ）相談支援の経過等を記録した支援台帳等を保管するための書庫（札幌市が必要と認めるもの）

エ ウのほか、本業務の遂行に係る次の費用は、原則として受託者が負担するものとする。

（ア）事務用品等の消耗品費

（イ）支援員等の机・椅子、電話機、パソコン、プリンタ及びコピー機等の備品費（リース可）

※パソコンについては、最低1台はWeb会議等を主催できるよう、Zoom等のWebコ

コミュニケーションツールを導入すること。

- (ウ) 事務所の電気料金・清掃費用
- (エ) 電話、インターネット及び郵便等の通信費
- (オ) 旅費交通費
- (カ) 本事業の周知にかかるリーフレット、ポスター等の作成費
- (キ) 会議開催時の会場費
- (ク) その他の経費

オ 受託者は、業務の実施に当たり、支援センターの利用者から費用を徴収しないこと。

## (2) 職業紹介について

ア 受託者は、支援センターにおける職業紹介等の実施に当たって、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受けることとする。ただし、これによりがたい場合は、受託者は、同法の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けることとし、この場合、求人者等から手数料を徴収しないものとする。

イ 受託者が支援センターの利用者を雇用すること（職場体験及び就労訓練事業による受け入れを含む）は妨げないが、ほかの事業者を不利に扱わないよう、配慮を行うこと。

## (3) 生活困窮者自立支援統計システムについて

ア 相談受付及びプラン策定等の相談支援プロセスの実施に当たっては、厚生労働省が提供する「生活困窮者自立支援統計システム」により、対象者ごとに支援台帳を作成すること。

イ 受託者は、当該ソフトウェアの利用に当たり必要とされる動作環境を満たし、インターネットが利用可能なパソコンを設置すること。また、個人情報の漏えい及び改ざん等を防止するための措置を講じること。

## (4) 支援員への研修について

ア 厚生労働省及び北海道において各職種の研修を実施する予定であり、受託者は、各職種 1 名以上を当該研修に参加させること（既に同研修を修了している支援員がいる場合はその限りではない。）。この場合の費用は、受託者の負担とする。

イ アのほか、研修会及び他自治体の取組事例の調査等の支援員への研修は受託者が行うものとし、必要に応じて、札幌市も研修の実施に協力する。

## (5) 個人情報の取扱いについて

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年札幌市条例第 35 号）を遵守すること。

## (6) 広報、調整、報告について

ア 受託者は、本事業を市民及び関係機関に広く周知するため、リーフレット、ポスター、ホームページ等による広報活動、関係機関との連携等を積極的に行うとともに、その実施状況等について書面にて札幌市へ報告を行うこと。

イ 受託者は、広報物の作成、関係機関との協議の場の設定及び支援センター外での周知活動等を行う場合は、事前にそれらの内容について札幌市との調整を行うものとする。

ウ 受託者は、(3)のほか、別に指示する方法により、札幌市へ毎月の業務の実施状況等について報告を行うこと。

#### (7) 成果品の提出

受託者は、本事業の遂行により得られた、関係機関（連携機関）の連絡先等を記載した一覧表を作成し、委託者である札幌市に提出する。

#### (8) 改定契約について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、体制強化の必要性があると札幌市が判断した場合は、人員増及び消耗品等の事務費増について、別途、改定契約を締結する。

### 9 その他

(1) 事業実施にあたっては、関連する法令及び実施要領の他、国が示す実施要領、Q & A等及び札幌市の指示に従いながら進めること。

(2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者である札幌市と連絡を密にすること。

(3) 本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

(4) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(5) 著作権及び肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(6) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(7) 本業務に係る申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応することとする。また、苦情等の発生に対しては迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。受託者が対応できない申込み、問合せ及び苦情等については、迅速に札幌市へ報告し、対応を協議すること。

(8) 令和7年度の本業務の受託者が変わる場合には、委託者が指示する方法により、業務の引継ぎを丁寧に行うこと。

(9) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。